

第3回気候変動部会後の修正：赤太字（下線付き）

「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準（案）」に対する意見募集を行った結果、3名の方及び2団体から計24件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

| 項目 | 意見の内容 | 意見に対する考え方 |
|----------|---|--|
| 対象について | <p>対象施設について（地熱発電施設）</p> <p>当該施設には、フラッシュ発電以外のバイナリー発電なども含まれると思われる。</p> <p>特に、現在湧出している（ポンプアップも含め）比較的高温の温泉の泉量を変えずに活用するバイナリー発電の場合は、周辺の源泉への影響は皆無と考えられる。</p> <p>従って、一括りにするのではなく、明確に分けて記載する必要があると考える。</p> | <p><u>地熱発電を実施するには、いずれの発電方法でも、熱水の掘削、井戸の設置及び大量の水の使用等を伴い、水質や生態系等にさまざまな影響を及ぼす懸念があるとされていることから、適切な対策を講じるため、県基準において発電方法による区別はしませ</u> <u>ん。</u></p> <p><u>なお、県基準における「地熱発電施設」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の「地熱を電気に変換するもの」であり、発電方法により区別されていません。</u></p> |
| 区域分けについて | <p>対象部分：p4 表2-1 促進区域に含めることが適切でない区域（太陽光発電施設・バイオマス発電施設）</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で、区域の名称として生息地等保護区内の管理区域となっていますが、監視区域であっても工作物等の設置については届出の制限があるので、監視区域も含めるべきと考えます。</p> | <p>県基準の「促進区域に含める事が適切でない区域」とは、「関係法令や条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されているエリアや、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し許可等を要するエリア」であり、「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」とは、「促進区域に含める事が適切でない区域を除いて、関係法令や条例の規定により、防災、環境保全、景観保全等の観点から地域指定がなされており、設置に十分な検討や調整を要するエリア」としています。</p> <p>従いまして、御提案の区域につきましては、太陽光発電施設及びバイオマス発電施設を対象とする「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」にすることとしました。</p> |
| | <p>対象部分：p5 表2-1 促進区域に含めることが適切でない区域（太陽光発電施設・バイオマス発電施設）</p> | <p>県基準の「促進区域に含める事が適切でない区域」とは、「関係法令や条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されてい</p> |

| | |
|--|---|
| <p>以下について、表2-1に加えるべきと考えます。</p> <p>(1) ラムサール条約によるラムサール条約登録湿地（理由：条約に基づいて国際的に重要と認められている湿地のため）</p> <p>(2) 「保護林設置要領」による保護林（理由：森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する森林のため）</p> <p>(3) 「緑の回廊設定要領」による緑の回廊（理由：保護林の機能を高度に発揮させるよう、保護林を連結して森林の連続性を確保し、森林生態系の一層の保護・保全を図ることにより、生物多様性の維持に資するため緑の回廊は設定されている。ここでの伐採、保育等の森林施業にあたっては、野生動植物の生息などに影響しないような伐採箇所や時期が選定されており、施設の整備については、観察施設、治山施設等必要な施設は整備するものとするが、その整備にあたっては、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう配慮するものとされているため）</p> | <p>るエリアや、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し許可等を要するエリア」であり、「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」とは、「促進区域に含める事が適切でない区域を除いて、関係法令や条例の規定により、防災、環境保全、景観保全等の観点から地域指定がなされており、設置に十分な検討や調整を要するエリア」としています。</p> <p>御提案の区域につきましては、関係法令や条例の規定に基づく施設設置の規制はありませんが、環境保全及び景観保全の観点から施設の設置に配慮を要すると思料されるため、環境配慮事項に追加することとしました。</p> |
| <p>対象部分：p5</p> <p>表2-3 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域（太陽光発電施設・バイオマス発電施設）</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による、鳥獣保護区を加えるべきと考えます。理由は、鳥獣保護区は鳥獣の保護を目的に設定されているため、環境改変を伴う事業については配慮が必要と考えるためです。</p> | |
| <p>対象部分：p3</p> <p>促進区域に含めることが適切でない区域について</p> <p>太陽光発電施設とバイオマス発電施設については、表2-1の通り県独自の基準が示されていますが、風力発電施設、水力発電施設及び地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-2の通り国の区分けがそのまま適用されています。しかし、地域（都道府県）によって環境特性や社会特性は異なっており、かつ風力・水力・地熱については太陽光・バイオマスと比較して施設規模</p> | <p><u>県内において、風力発電、水力発電及び地熱発電を行うための資源が存在する地域は、おおむね国基準の「促進区域に含めることが適切でない区域」等に含まれていることから、県基準による「促進区域に含めることが適切でない区域」の拡大はしないこととしました。</u></p> <p>御提案の区域につきましては、環境保全及び景観保全の観点から施設の設置に配慮を要すると思料されるため、環境配慮事項に追加することと</p> |

| | |
|--|---|
| <p>や改変規模が大きく、環境や社会に与える影響もより大きいことから、風力・水力・地熱についても、国の基準をそのまま適用するのではなく、県としての独自の区分けを定めるべきと考えます。</p> | <p>しました。</p> |
| <p>対象部分：p5 表2-2 促進区域に含めることが適切でない区域（風力発電施設・水力発電施設・地熱発電施設） 風力・水力・地熱についても、国の基準をそのまま適用するのではなく、県として独自の区分けを定めるべきと考えます。一方で、風力・水力・地熱については立地適地が山間部に存在することが予想されるため、国立及び県立の自然公園内をすべて「適切でない区域」にすることは無理があると考えられることから、表2-2は、表2-1から、自然公園法の普通地域と栃木県立自然公園条例の普通地域を除いたものにラムサール条約登録湿地、保護林、緑の回廊を加えたものとすべきと考えます。</p> | |
| <p>対象部分：p5 促進区域の設定にあたり配慮が必要な区域について 太陽光発電施設とバイオマス発電施設については、表2-3の通り県独自の基準が示されていますが、風力発電施設、水力発電施設及び地熱発電施設については、県の区域分けは定めず、表2-4の通り国の区分けがそのまま適応されています。しかし、地域（都道府県）によって環境特性や社会特性は異なっており、かつ風力・水力・地熱については太陽光・バイオマスと比較して施設規模や改変規模が大きく、環境や社会に与える影響もより大きいことから、風力・水力・地熱についても、独自の区域分けを定めるべきと考えます。</p> | <p><u>県内において、風力発電、水力発電及び地熱発電を行うための資源が存在する地域は、おおむね国基準の「促進区域に含めることが適切でない区域」等に含まれていることから、「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」は、国の区域分けどおりとすることとしました。</u> 御提案の区域のほか、自然公園法の第2、3種特別地域、森林法に基づく保安林、砂防法に基づく砂防指定地、地すべり防止法に基づく地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域につきましては、環境保全や防災のために配慮を要すると思料されるため、環境配慮事項に追加しました。</p> |
| <p>対象部分：p6 表2-4 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域（風力発電施設・水力発電施設・地熱発電施設） 風力・水力・地熱についても県として独自の区分けを定めるべきと考えます。そこで、表2-3に自然公園法の普通地域と栃木県立自然公園条例の普通地域を加えたものとすべきと考えます。</p> | |

環境配慮事項について

対象部分：p10
表3-1 太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項

以下について修正・追加すべきと考えます。

(1) 「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の収集すべき情報で、鳥獣保護区の特別保護地区を鳥獣保護区（特別保護区だけでなく、すべての鳥獣保護区を含むものにする）に修正する。また、生息地等保護区の管理区域を生息地等保護区にする（管理区域と監視区域の両方を含むものにする。ちなみに植物の部分ではそのようになっている）

(2) 「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（動物）の生息地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

(3) 「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（植物）の生息地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

(4) 「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」及び「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「収集方法」で、地域に即した情報を得るには、地元で調査・研究している方々への聞き取りや、それらの方々がまとめられた記録・文献等を調べることは、極めて重要と考えられることから、ほかの「収集方法」に比べて従たる方法ととらえられる懸念がある「※上記のほか、地元研究者等からの聞き取り、既存文献調査」との書き方ではなく、ほかと同様に「・地元研究者等からの聞き取り」と「・既存文献調査」のように記述していただきたい。

御提案のとおり記載を変更しました。

ただし、「既存文献調査」については、「学術調査、学術論文」と表現することとしました。

また、県が把握している文献・資料について、県から積極的に市町に提供する事につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

対象部分：p14、15
表3-2 風力発電施設を対象とする環境配慮事項

以下について、修正・追加すべきと考えます。

(1) 「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の収集すべき情報で、鳥獣保護区の特別保護地区を鳥獣保護区（特別保護地区だけでなく、すべての鳥獣保護区を含むものにする）に修正する。また生息地

等保護区の管理区域を生息地等保護区にする（管理区域と監視区域の両方を含むものにする。ちなみに植物の部分ではそのようになっている）

（２）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（動物）の生息地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

（３）「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（植物）の生育地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

（４）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」及び「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「収集方法」で、地域に則した情報を得るには、地元で調査・研究している方々への聞き取りや、それらの方々がまとめられた記録・文献等を調べることは、きわめて重要と考えられることから、他の「収集方法」に比べて従たる方法ととらえられる懸念がある「※上記のほか、地元研究者等からの聞き取り、既存文献調査」との書き方ではなく、他と同様に「・地元研究者等からの聞き取り」と「・既存文献調査」のように記述していただきたい。加えて、「地元研究者等」について、市町だけでは、誰から意見聴取したら良いか分からない場合があると思われるため、県が積極的にアドバイスするなどの対応が必要と考える。さらに、「既存文献調査」については、市町だけで収集・調査するのは困難で、無理があると考えられるので、県が把握している文献・資料について、県から積極的に提供するなど、所在の情報を伝えることが必要と考える

対象部分：p18、19

表3-3 水力発電施設を対象とする環境配慮事項

以下について、修正・追加すべきと考えます。

（１）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の収集すべき情報で、鳥獣保護区の特別保護地区を鳥獣保護区（特別保護地区だけでなく、すべての鳥獣保護区を含むものにする）に修正する。また生息地

等保護区の管理区域を生息地等保護区にする（管理区域と監視区域の両方を含むものにする。ちなみに植物の部分ではそのようになっている）

（２）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（動物）の生息地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

（３）「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（植物）の生育地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

（４）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」及び「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「収集方法」で、地域に則した情報を得るには、地元で調査・研究している方々への聞き取りや、それらの方々がまとめられた記録・文献等を調べることは、きわめて重要と考えられることから、他の「収集方法」に比べて従たる方法ととらえられる懸念がある「※上記のほか、地元研究者等からの聞き取り、既存文献調査」との書き方ではなく、他と同様に「・地元研究者等からの聞き取り」と「・既存文献調査」のように記述していただきたい。加えて、「地元研究者等」について、市町だけでは、誰から意見聴取したら良いか分からない場合があると思われるため、県が積極的にアドバイスするなどの対応が必要と考える。さらに、「既存文献調査」については、市町だけで収集・調査するのは困難で、無理があると考えられるので、県が把握している文献・資料について、県から積極的に提供するなど、所在の情報を伝えることが必要と考える。

対象部分：p23

表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項

以下について、修正・追加すべきと考えます。

（１）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の収集すべき情報で、鳥獣保護区の特別保護地区を鳥獣保護区（特別保護地区だけでなく、すべての鳥獣保護区を含むものにする）に修正する。また生息地

等保護区の管理区域を生息地等保護区にする（管理区域と監視区域の両方を含むものにする。ちなみに植物の部分ではそのようになっている）

（２）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（動物）の生息地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

（３）「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（植物）の生育地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

（４）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」及び「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「収集方法」で、地域に則した情報を得るには、地元で調査・研究している方々への聞き取りや、それらの方々がまとめられた記録・文献等を調べることは、きわめて重要と考えられることから、他の「収集方法」に比べて従たる方法ととらえられる懸念がある「※上記のほか、地元研究者等からの聞き取り、既存文献調査」との書き方ではなく、他と同様に「・地元研究者等からの聞き取り」と「・既存文献調査」のように記述していた

だきたい。加えて、「地元研究者等」について、市町だけでは、誰から意見聴取したら良いか分からない場合があると思われるため、県が積極的にアドバイスするなどの対応が必要と考えるさらに、「既存文献調査」については、市町だけで収集・調査するのは困難で、無理があると考えられるので、県が把握している文献・資料について、県から積極的に提供するなど、所在の情報を伝えることが必要と考える。

対象部分：p26、27

表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項

以下について、修正・追加すべきと考えます。

（１）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の収集すべき情報で、鳥獣保護区の特別保護地区を鳥獣保護区（特別保護地区だけでなく、すべての鳥獣保護区を含むものにする）に修正する。また生息地

等保護区の管理区域を生息地等保護区にする（管理区域と監視区域の両方を含むものにする。ちなみに植物の部分ではそのようになっている）

（２）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（動物）の生息地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

（３）「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「区域設定」に当たっての留意点に、国内希少野生動植物種（植物）の生育地については、原則として促進区域に含めないことを加える。

（４）「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」及び「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「収集方法」で、地域に則した情報を得るには、地元で調査・研究している方々への聞き取りや、それらの方々がまとめられた記録・文献等を調べることは、きわめて重要と考えられることから、他の「収集方法」に比べて従たる方法ととらえられる懸念がある「※上記のほか、地元研究者等からの聞き取り、既存文献調査」との書き方ではなく、他と同様に「・地元研究者等からの聞き取り」と「・既存文献調査」のように記述していただきたい。加えて、「地元研究者等」について、市町だけでは、誰から意見聴取したら良いか分からない場合があると思われるため、県が積極的にアドバイスするなどの対応が必要と考える。

さらに、「既存文献調査」については、市町だけで収集・調査するのは困難で、無理があると考えられるので、県が把握している文献・資料について、県から積極的に提供するなど、所在の情報を伝えることが必要と考える。

施設を対象とする環境配慮事項（地熱発電、P22「温泉への影響」）

留意事項が、「・・・泉温などへの影響が無いこと。」のみとなっている。地熱発電の場合は、調査も含めボーリング削孔が伴うことがほとんどである。ほとんどの温泉事業者が地熱発電に対して抱く懸念は、「温泉への影響

「モニタリング期間」や「影響出現の目安」は個別具体的な事項であり、一律に示すことは困難であることから、環境配慮事項への記載はしないこととしました。

| | | |
|-------------------|--|--|
| | <p>は無いの？」であると推察する。 これを払拭するためには、事前（調査段階より）に調査・結果の評価基準、及び万が一影響が認められた場合の対応について、具体的な計画を策定し、温泉事業者を含めた地域住民のコンセンサスを得る必要がある。 従って、上記についても追記する必要があると考える。 なお、一般的に「湧出量や泉温などについて事前のモニタリングが必要」と抽象的に言われているが、温泉は年間を通して更に年毎に変化するものであり更には地震などの影響もあることもある。「事前のモニタリング期間および影響出現の日安（閾値）」の設定は極めて重要と考える。</p> | |
| <p>全般的なことについて</p> | <p>促進区域の設定に伴う基本的考え</p> <p>太陽光発電開発あるところに騒動ありといった社会問題となっ ています。環境庁のテコ入れで環境アセスメントにより鳥類・小動物・希少動物は保護されますが、人間は、自由な経済活動の中で保護されてい ませんと申し上げたい。特に経済弱者は生き延びる社会に気を使うのがやっ とと思えます。地域住民との話し合 いで賛同を得た建設が推奨されてい ますが、義務と思う開発者はおらず 行政上の形式と考えている、最終的 に経済力のある者が政治・経済を制 すという間違っ た自由経済による乱 開発がまかり通っ ています。太陽光 開発の為の「促進区域の設定」は、 最低でも「個人住宅から見えない事 を絶対条件にするべき」です。無機 質なブラックパネルの波を何故見せ られながら生活しなければならない のか、素朴な疑問が湧きます。住宅 屋根に10枚程の太陽光パネルとは 違うのです。さらに言うなら「主 要市道・県道・国道・主要地方道」 から見えない事が適切でしょう。見 えなければ「視感」的な環境は守ら れます。後は森林法や農地法に叶っ た土地の使い方を優先させれば良 いのです。※先の茨城県下の鬼怒川 水害でも、太陽光発電開発により 鬼怒川堤防整備が遅れて水害を肥 大化させている現実がある。</p> | <p>景観保全については、市町 景観計画に基づく「景観形成 重点地区」やとちぎふるさと 街道景観条例に基づく「街道 景観形成地区」等を「促進区 域に含めることが適切でない 区域」とするほか、環境配慮 事項も定めており、景観を損 なわないよう配慮してありま す。</p> |
| | <p>農地法からの視点</p> <p>農地が即太陽光発電所になること</p> | <p>農地保全については、農業 振興地域の整備に関する法律 に基づく農用地区域や、農地</p> |

| | | |
|------------|---|--|
| | <p>はありません。農業後継者がいないとか、農地が狭く兼業農業家で暮らしていけないとか、高齢化での耕作放棄と様々な要因が存在します。基本的には太陽光発電の為の農地転用を絶対に認めない事です。昨今「有効利用」として農地に太陽光50%確保した高架の太陽光パネル設置による、農業も出来る太陽光発電として、施工業者の的となっている開発が有りますが、安い税金の農地を使い農業以外での収入を得ようと、パネル施工業者に誘惑され「温暖化に貢献でき農業にも影響が少ない」として施行が多くなりつつあります。これは本来の農地利用とは違い法の趣旨に反する利用行為です。涼やかな緑広がる農地に、この様な黒い農地が広がることは立法概念にはなかった事であり立法事実を背くものです。もし、これまでの法の精神を覆すのなら、農地法及び税法から組直す覚悟が必要になります。農業の自給率の極めて少ない日本が、このような農業を推進することは税法上もあってはならない諸行と断じます。</p> | <p>法に基づく甲種農地・第1種農地等、優良な農地を促進区域に含めることが適切でない区域」とし、第2・3種農地については「促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域」とするほか、環境配慮事項も定めており、本来の農地利用を損なわないよう配慮しております。</p> |
| <p>その他</p> | <p>その他（感想）</p> <p>再生可能エネルギーのうち、特に小水力発電および地熱発電は、そのポテンシャルが包蔵される地域が比較的限定的である。恐らく上記を踏まえたものと推察するが、規制範囲を拡大せずに国の基準を踏襲したことについては評価できる。</p> | <p>今後は促進事業の制度も活用し、地域と調和した再生可能エネルギー導入の推進に努めてまいります。</p> |

なお、上記のほか、次のような御意見がありました。今回の意見募集の趣旨には沿いませんので、御意見を伺うのみといたしました。

| 項目 | 意見の内容 |
|---------------------------|--|
| <p>太陽光発電施設に係る規制について</p> | <p>都市計画が存在するように、上記主要道路から見える森林は申請・許可対象外とし、特別区として「開発やむなし」の場合だけ認可し、税制上保護されている農地・森林における太陽光発電には、発電所事業税を徴税・監視するものとする事が要望されません。温暖化の名を借りた太陽光発電は望みません。今の日本は温暖化対策、特に発電対策は急ぐ必要はなく、当面既存停止中の原子力発電稼働で日本は世界の優良国になります。日本の高度な火力発電を強く推進し、新興国に技術輸出することが可能であります。</p> |
| <p>太陽光発電の普及に対する考えについて</p> | <p>「促進区域の設定」は重要なことです。現状は、無秩序に太陽光発電が開発され、住環境は日増しに悪くなり「明日は我が地区が開発されるのか」と心配している状況です。太陽光発電が見える環境であることで「地価の下落・住宅として不快地区」となり財産権に抵触し、もてる者だけが太陽光発電で暴益を狙って開発</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>を進めているために地域紛争が絶えません。太陽光パネルの具体的な廃棄処分方法も確立していない今、地球温暖化防止策としての太陽光利用を考えるのは文明人の行うエネルギー対策では有りません。今でさえ設置された膨大な太陽光パネルを、産業廃棄物として安全に分解・廃棄する方法・コストの計算もできないのに、あまつさえ有害な中国製パネルも輸入されているので、最終的には税金を投入して太陽光で得た電気以上の消費電力で科学的廃棄が必要になっては温暖化対策に逆行することになります。</p> |
| <p>住宅への太陽光発電設備の普及について</p> | <p>太陽光発電の特にメガソーラーの問題は、森林地帯では土壌動物や鳥類などの生育環境を損ない、生態系へ大きな影響を与えることと捉えています。また、近年では、自然堤防の役割を担っていた森林伐採による樹木や植物の消失により、河川の氾濫や土砂災害が起きています。新たな場所に太陽光パネル（メガソーラー）を設置することで、自然破壊、河川の氾濫や土砂災害などのリスクが高まっています。新たな所に設置することよりも既存の住宅の屋根に太陽光パネルを設置することが急務と考えます。栃木県の個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金の制度については、令和5（2023）年8月14日に予算額に達し、令和5年度の受付が終了しております。他県では新築住宅に太陽光パネル設置義務化の意向を示している実例もあります。</p> <p>以上のことから、栃木県の個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金の拡充を行い、新築住宅と既存住宅の屋根全戸に太陽光パネルの設置を促すことを記していただきたい。</p> |
| <p>環境影響評価について</p> | <p>太陽電池発電所における環境影響評価（環境アセスメント）について、環境影響の評価項目に沿って、調査・予測・評価を実施し、環境影響評価を行うことによって動植物の環境悪化や負荷、災害リスクを極めて有効に抑えることに繋がる手法と捉えています。しかしながら、現在の事業を実施した場合の環境影響への評価については弱く、改善の必要性を感じます。</p> <p>したがって、太陽電池発電所における環境影響評価（環境アセスメント）について、調査・予測の段階と評価について現在よりさらに厳しい基準での見直しと実施を要望します。</p> |
| <p>促進区域の設定</p> | <p>私は上三川町の東蓼沼に住んでおり、大沢東蓼沼は4の自治会があり、（右岸3自治会、左岸1自治会）県内一の大河鬼怒川を挟んで右岸側、左岸側に分かれているまれな地域です。</p> <p>私の家は鬼怒川の右岸にあり、左岸側（向河原地区）に1ha以上（10,000㎡）の田んぼがあり、うち一つが地目が原野、現況は田で農用地区域ですが、北側の隣接地は林、西側には鬼怒川、東側の高台は国道408号線が通っています。</p> <p>その土地のすぐ側にコベルコパワー真岡線の鉄塔が建っており、近くに家があるものの、二件とも空き家になっており、長い間人は住んでいない状況です。太陽光発電などが設置されても農業などに悪い影響はないかと思っています。</p> <p>東蓼沼の地域は平場ではあるものの、ごたぶんにもれず少子高齢化により農業を営んでいる人の多くが70才以上であり、ほとんどの家に農業後継者がいないばかりか若い子ども層の世代がいても一緒に暮らしている家は数少ないのが現状です。</p> <p>近年の米価などの価格低迷、物価上昇のあおりを受け、全般に生活は厳しく途方にくれることも問々あります。その一端を照会します。</p> <p>鬼怒川左岸（向河原地）の農地の多くは右岸側の家の人の土地がかなり多くあり、農作業をするため通常鬼怒川にかかるもぐり橋（長さ約200m幅2m）を渡って行くため、台風などのため橋が流れ、3ヶ月とか半年間も通行止めとなることも数年に一度あります。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>す。昨年は自然災害ではなく、河川敷の火災によって橋まで影響を受け、約半年通行止めになりました。その間向川原地区に向かうため宮岡橋を廻るにしても車道を通る際、トラクターは低速のため通るのに一苦勞です。</p> <p>向川原地区には通行する以外にも鬼怒川河川敷の延長にあるため、石も多く、農業の生産性も上がらない状況です。</p> <p>戦前は、海外に生糸を輸出していたため、多くの農家が蚕を飼っていたため桑畑が多くあり、戦後は長らく米などの食料不足が続いたため、開田でより田んぼに米を作付けしていました。</p> <p>今後、向川原地区は人口減少や農業の担い手不足により農地が益々荒れてしまう可能性が高い地域だと思います。鬼怒川左岸（向川原地区）を農用地から除外するか、農地法、農振法などを緩和して太陽光発電など再生可能エネルギー施設の設置に向けて設定する「促進区域」に加えていただきたく思っております。この事柄は私のみの考えだけでなく東蓼沼地区の多くの農家の思いを代弁しているつもりで書いております。</p> <p>栃木県は日照時間が長く、東蓼沼地区周辺は平坦でコベルコパワー真岡線へのアクセスも良いため、太陽光発電には恵まれた地域だと思っています。向川原地区境の真岡市には近年太陽光発電が設置されたところでもあります。（数ヶ所あり、地目などは山林が・・・）最後に県庁に勤められているエえ関係各機関の方には机上だけでなくご足労かとは思いますが現地を調査して実情把握してよりよい土地の有効利用を図っていただければ幸いです。</p> |
| <p>森林保護について</p> | <p>森林法からの視点</p> <p>森林・林業基本法が制定され、日本の林産業及び森林の保護及び有効利用、保安林の在り方などの理想が謳われ、日本の高度成長期を境に法の趣旨は生かされなくなり、とちぎけんも「栃木県森づくり・・・」条例を改正し、税面から森林の有効利用を発信してきている。気候変動による温暖化対策の為にCO2を食べる森林は日本の財産であることは間違いありません。その日本の財産である有効利用できる区域の人工林のほとんどが私有林であります。昨今の気候変動が原因とされる山火事が大発生し、最近ではカナダの森林が全滅とまで言われる甚大な被害が出ました。林産では日本の建築材不足が大いに懸念されているところでもあります。輸入建築用材木は災害が原因で高騰しており、当然良好な県産材不足は10・20年前から続いています。そんな中、現在の森林を伐採して高騰の波に乗った林産が盛んになっています。一方、山林所有者も林産から手を引き、太陽光発電に転換している方々も多くなっています。森林が持つ保水・保安林としての役目が放棄されるものですが、勝手に地目転換申請すれば良いというものではなく、低い森林課税の恩恵を受けて来たにもかかわらず、そこには保安林等公共的役割の継続が期待されていたからでなく、ならば地目変更理由に合理性と公益性を吟味しなければならぬ訳で、自然環境保全の為に不利益と認められる開発計画を認めない事も必要となります。情緒的では有りますが、緑の山、紅葉の山は観たいと思いますが、黒光りの太陽光は見たくありません。もし太陽光発電が作りたいなら裏山に造らず奥山に造る事を推進されたいと申し上げたい。</p> |